

第1回縦断調査（出生児・成年者）の特別報告に関する研究会

令和7（2025）年12月3日

資料3

縦断調査（出生児・成年者）の特別報告（実施方針案）

厚生労働省 政策統括官

（統計・情報システム管理・労使関係担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

縦断調査の改善に関するワーキンググループ（令和5年6月～令和7年1月）

各縦断調査は、いずれも10回以上継続して実施しており、調査開始当初と比べ回収客体が大きく減少している調査があることや、調査対象者の年齢や環境に考慮した調査項目に変更する必要があることなど、今後の在り方について検討するため、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に設置。

21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の実施主体変更

平成13年出生児縦断調査と同様、高校1年等を対象とする令和8年（第16回）調査から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更する。

平成24年成年者縦断調査の終了（中止）

調査客体数の減少に伴い、令和6年（第13回）調査を最後に終了（中止）する。

中高年者縦断調査の調査項目

調査対象者全員が70歳以上となる、令和7年（第21回）調査から介護を受ける側の調査項目に見直しを行う。

特別報告（複数年のデータを活用した因果推論的分析）の内容・研究者との連携方法

平成22年出生児縦断調査及び平成24年成年者縦断調査に関する特別報告については、令和9（2027）年に実施する。

また、中高年者縦断調査に関する特別報告については、令和10（2028）年に実施する。

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の客体を対象とした新たな調査

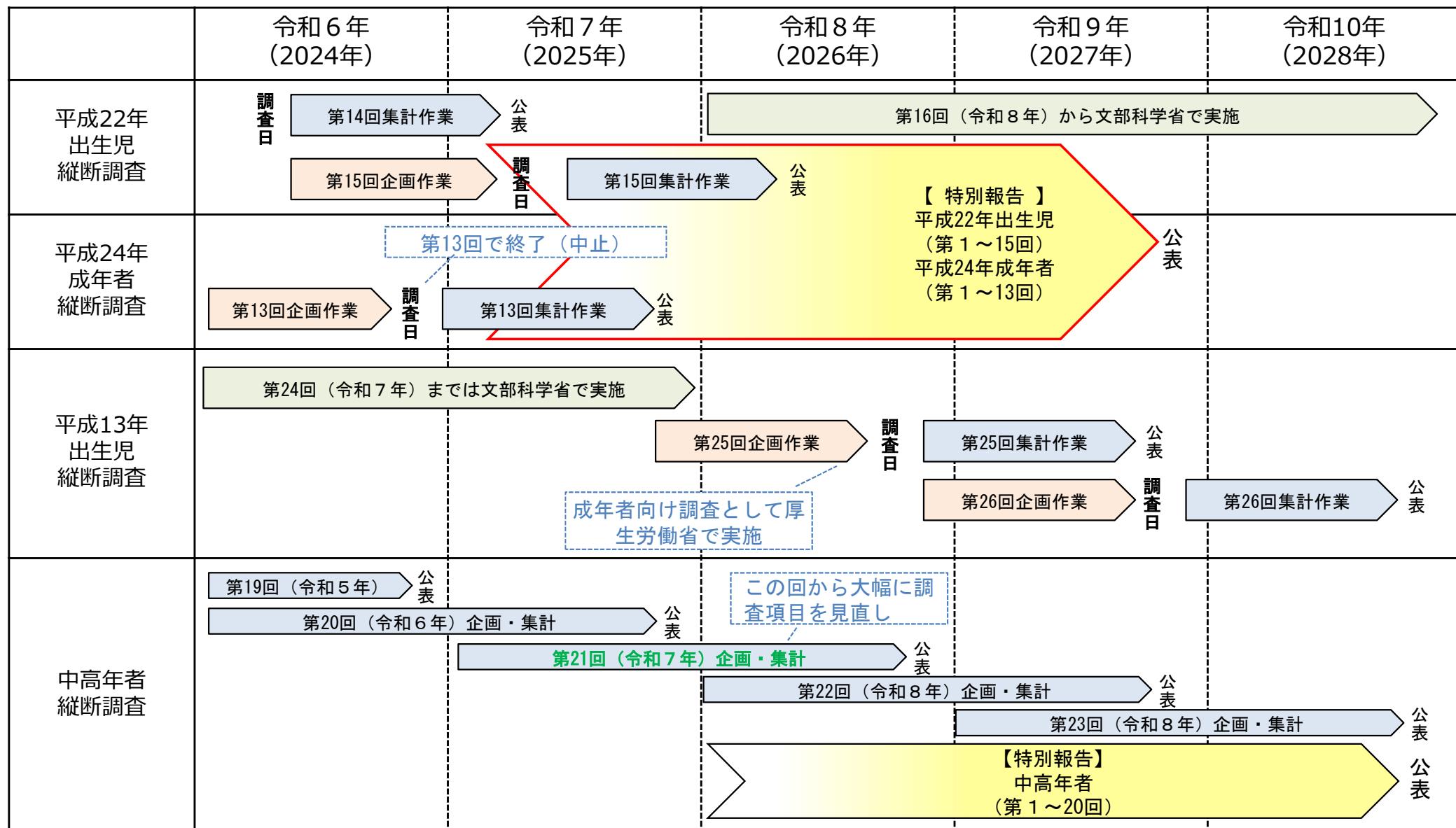
現在、文部科学省で実施されている平成13年出生児縦断調査は、回収客体が2万件程度残存しており、多くの調査対象者が学業を終え、就業・結婚・出産・子育てを経験する年齢を迎えることから、調査の実施主体を令和8年（第25回）調査から厚生労働省に変更し、従来、成年者縦断調査で把握していた就業、結婚、子育て等のライフイベントについて成年者向け調査として実施する。

新たな集団の対象者、調査内容

21世紀出生児縦断調査について、少子化対策等を所管する関係省庁で実施されることになった場合は、ノウハウ等の提供など、連携できる部分で協力していく。2回目の中高年者縦断調査の実施に向けて、引き続き検討し、予算確保に努める。

縦断調査の改善に関するワーキンググループ

特別報告のスケジュール



【参考】前回（平成13年出生児・平成14年成年者）の特別報告

平成25（2013）年3月 公表

目次

- 第1章 若者の雇用実態と結婚・出生に対する意欲
- 第2章 2000年代における結婚の要因
- 第3章 結婚から第1子出生の移行要因
- 第4章 第2子出生とワークライフバランス
- 第5章 希望子ども数の実現要因
- 参考 政策効果検証への試み：両立支援施策の政策効果

報告要旨

- 無職や非正規の男女は結婚を絶対したいと思う者が少ない。
- 男女とも収入が高いほど結婚しやすい、特に男性の30歳以上で顕著。
- 妻が非正規では、第1子が生まれにくい。
- 夫の育児参加が多いほど第2子が生まれやすい。
- 希望子供数を実現する割合は約7割。
- 2人目、3人目が生まれない要因（第1子出産年齢が高い、平日の保育者が妻のみ、親と同居していない、育児休業制度が利用しにくい）

Ⅱ. 実施方針案（1）

特別報告の位置付け

縦断調査（追跡調査）の特性を活かし、複数年次のデータから因果推論的分析を実施するもの。

研究テーマ案

1. 縦断調査は、子育てと労働供給・賃金の中長期的な関係、子の生活習慣や健康状態等に関する幅広い情報を把握している。こうした因果関係を分析し、併せて過去に実施した縦断調査と世代間比較を行うことにより、厚生労働行政に関する施策との関連・因果関係等の分析を試みる。
2. 特に就職、結婚、出産、子育て等、生活環境の変化が大きい成年期における生活実態、労働供給、経済的な実態（所得等）を分析し、成年者の自立支援、就労支援、子育て支援等について分析を試みる。
3. 居住地（地方と都市圏）により、キャリアプランや子育て、結婚などに関する意識に差があることが考えられるため、居住地や転居に関する影響について分析を試みる。
4. この世代はコロナ禍を経験（平成22年出生児：10歳頃、平成24年成年者：28～37歳頃）していることから、その影響について分析を試みる。
5. 厚生労働行政における縦断調査データの有用性を検証するため、多方面の分野からの分析を試みる。

Ⅱ. 実施方針案（2）

特別報告の構成等

1. 特別報告は二部構成とする。
2. 第一部は、厚生労働省が担当し、縦断調査の概要や基本的な時系列分析、クロス集計分析を担当。
3. 第二部は、研究会としてのまとめの論文及び個別論文の解説とし、第二部の参考資料として個別論文を掲載（資料が大量の場合にはWebサイトへの掲載も検討）する。
なお、個別論文の解説及び個別論文には執筆者の個人名を明示する。
4. まとめの論文及び個別論文の解説では、政策関係部局等の一般読者が理解しやすいよう平易な表現を用いるなど配慮する。
5. 特別報告の内容は、政策関係部局へ説明等を行う。
6. 検証中・未検証の研究結果についても、第二部の「参考資料」として掲載することを妨げない。
7. 最終報告書に分析誤り等が発見された場合には、厚生労働省が関係者と調整し、訂正報告を行う。

Ⅱ. 実施方針案（3）

スケジュール

令和7(2025)年度	12月	研究会開催（第1回研究会キックオフ）
	随時	データ提供<統計法32条>
	3月頃	研究テーマ・分析方針について（第2回研究会）
令和8(2026)年度	秋頃	中間報告会（第3回研究会）
	冬頃	分析結果報告会（第4回研究会）
令和9(2027)年度	冬頃	最終報告会（第5回研究会）
	冬頃	特別報告公表



【研究報告会】

数か月ごとに開催する研究報告会において、各回数名の構成員から研究状況をご報告いただき、研究会メンバー間の意見交換、情報共有を行いつつ、研究会としての分析・研究を進める。

III. データ提供について（1）

データ提供

1. 研究会構成員には、統計法第32条の規定に基づきデータを提供する。
2. データ提供にあたっては、世帯統計室が二次利用の申出者となり、研究会の構成員を利用者として位置づけて提供するものである。
3. データの利用に当たっては、適正管理、守秘義務等の統計法令を遵守する必要があり、こうした遵守事項等を書面にして提供手続を行う。詳細は手続前に確認いただくが、その他、事前に確認するべき事項はあるか。

（例）

- 個票データの利用者：研究会構成員のみを想定しているが、他に想定される者がいるか
- 成果の取扱：本研究会において公表するが、分析の途中経過を含め、他に想定される公表方法があるか
- 分析に用いる個票データの種類：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児、平成22年出生児）、21世紀成人者縦断調査（平成14年成人者、平成24年成人者）を想定しているが、他に想定される個票データはあるか
- 個票データの形式や提供方法：テキスト（SJIS）形式の個票データを、CD-Rで各員に提供する想定だが、他に希望があるか

III. データ提供について（2）

留意事項

1. 提供された調査票情報を本研究会の目的以外に利用しないこと。また、本研究会構成員以外の第三者に転写、貸与及び提供しないこと。
2. 提供された調査票情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
3. 調査票情報はルールに基づき適正に管理を行うこと。
4. 調査票情報の利用状況について、必要に応じて厚生労働省の監査を受けること。
5. 事故又は災害発生時は厚生労働省へ報告を行うこと。
6. 利用期限終了後は、集計等に用いた調査票情報及び中間生成物のすべてを速やかに廃棄又は返却し、その措置について厚生労働省へ報告すること。
7. 留意事項に違反した場合は、直ちに研究を停止し、調査票情報を速やかに返却するなど、厚生労働省の指示に従うこと。
8. その他必要事項については、誠意誠実をもって対応すること。

参照条文

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
- 二～五 （略）
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二・三 （略）
- 四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 三 （略）
- 2 （略）

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

参照条文

統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第四十一条 法第三十九条第一項第一号に掲げる行政機関の長が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。

一 組織的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- 第一号情報に係る管理簿を整備すること。
- ハ 第一号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- 二 第一号情報を取り扱う者以外の者が、第一号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- ホ 第一号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 人的管理措置として第一号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 物理的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う区域を特定すること。
- 第一号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
- ハ 第一号情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。
- 二 第一号情報を削除し、又は第一号情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四 技術的管理措置

- イ 第一号情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 第一号情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一号情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五 その他の管理措置

- イ 第一号情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一号情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

参照条文

統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用に係る厚生労働省事務処理要領（平成28年6月29日政策統括官（統計・情報政策担当）決定）における手続資料 【様式第2号（調査票情報利用仕様書）】

調査票情報利用仕様書	
1 統計調査の名称	6 利用期間
2 調査票情報の利用目的	7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
3 調査票情報の利用者の範囲	8 結果の公表方法及び公表時期
4 利用する調査票情報の名称及び範囲	9 転写した調査票情報の利用後の処置
(1) 名称	10 転写した調査票情報の仕様
(2) 年次等	提供媒体
(3) 地域	ファイル形式
(4) 属性的範囲	文字コード
	不要項目の処理
5 利用する調査事項、利用方法及び利用に係る誓約	11 事務担当者
<調査事項>	担当者氏名
<利用方法>	所属
<利用に係る誓約>	所在地
申出部局・課室長は、上記2の利用目的によって上記4の調査票情報を利用する上記3の利用者（公的機関の職員を除く。）とともに以下1から8の事項を遵守すると誓約します。	電話
1 提供された調査票情報を申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に転写、貸与及び提供しないこと。	
2 提供された調査票情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。	
3 調査票情報は申出書に記載した範囲で適正に管理を行うこと。	
4 調査票情報の利用状況について、必要に応じて監査を受けること。	
5 事故又は災害発生時は報告を行うこと。	
6 利用期限終了後は、集計等に用いた調査票情報及び中間生成物のすべてを速やかに廃棄又は返却し、その措置について報告すること。	
7 誓約に違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、厚生労働大臣の指示に従うこと。	
8 その他必要事項については、誠意誠実をもって対応すること。	